平成２３年（フ）第８０号
北海道苫小牧市木場町３丁目９番６号　コーポオリオン１―102号
債務者　三浦　浩子（旧姓矢留）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第９０２号
千葉市花見川区長作町59番地の43
債務者　淵　　晶子（旧姓坂田）
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３００号
千葉市中央区青葉町1245番地１　フィールドハウス青葉伍番館253号
債務者　小田桐真紀（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４６６号
千葉市中央区祐光４丁目７番７号　和田第２ビル302号
債務者　白井　基之
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４７０号
千葉県船橋市東船橋４丁目39番27号　緑ハイツ６号
債務者　渡邉智枝子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４８１号
千葉県市川市島尻２番14号　第５ハイツ弥兵衛202号
債務者　保立　綾子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４８５号
千葉県市川市本北方２丁目33番20号　メゾンジュネス202
債務者　木村　恵子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４８６号
千葉県市川市本北方２丁目33番20号　メゾンジュネス202
債務者　木村　一博
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４９１号
千葉県市原市八幡石塚２丁目２番地10　レオパレス石塚A103
債務者　鈴木　菜摘
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５３３号
千葉県市川市押切12番14号　コーポラス・スズキ101号
債務者　武山恵莉香
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５３８号
千葉県市原市五井5216番地11　第一ひまわり荘201
債務者　今村　　篤
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５４７号
千葉県船橋市宮本７丁目13番９号ＨＡＬＬＨＯＵＳＥ102号
債務者　木村　孝成
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５６３号
千葉県市川市原木２丁目５番19号　ロフティカーゴＮｏ．２―105号
債務者　辻　　光夫
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９２１号
埼玉県ふじみ野市福岡中央１丁目１番15号キャッスルマンション上福岡212、申立時の住所名古屋市北区中丸町２丁目66番地　アーバニア志賀公園二番街４棟203号
債務者　喜多　千之
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０７６号
愛知県春日井市廻間町401番地７
債務者　横家　勝幸
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０８０号
名古屋市緑区池上台３丁目58番地の１　池上第１住宅５―５号
債務者　若杉　和弘
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１１１号
名古屋市港区西蟹田512番地
債務者　古川　麻紀
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部